平成２３年度

中山間地域等直接支払交付金制度の実施状況について

福知山市

Ⅰ　福知山市基本方針（抜粋）

１．趣旨

福知山市は、由良川の上流域に位置し、傾斜地が多いなどの立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。しかしながら、担い手の高齢化、減少等により耕作放棄が増加等することにより国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、福知山市では、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払交付金(以下、「交付金」という。)を平成 26 年度まで実施するものとする。

当該交付金により、適正な農業生産活動等が維持され洪水や土砂崩壊の防止、定住条件の向上等を通じ交付金の対象地域の経済活動や生活環境等が改善されるとともに、当該地域以外の地域の住民に対しても、水源のかん養、保健休養等の多面的機能が及ぶものと期待される。

このような効果が期待される交付金を円滑かつ効果的に実施する上での必要な事項として、集落協定・個別協定の共通事項、集落相互間等の連携、交付金の使用方法、生産性・収益の向上、担い手の定着、生活環境の整備等に関する目標についての市基本方針を定める。

２．対象地域及び対象農用地

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、１ｈａ以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が１ｈａ未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が１ｈａ以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

（別に市対象農用地の基準に該当する地図を添付）

ア　対象地域

(ｱ) 特定農山村法・山村振興法・過疎地域自立促進特別措置法の指定地域

雲原、金山、三岳、金谷、上川口、下川口、上六人部地域の旧７ヶ村

旧三和町全域

旧夜久野町全域

旧大江町全域

(ｲ) 京都府知事が地域の実態に応じて指定する地域

イ対象農用地

(ｱ) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(ｲ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ｳ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(ｴ) 市長の判断によるもの

ａ緩傾斜農用地

アの(ｱ)に示す指定地域のうち、市長の判断によるもの

緩傾斜農用地(田:1/100～1/20 未満、畑、草地、採草放牧地:8～15 度未満)

(ｵ) アの(ｲ)に示す指定地域のうち、福知山市の農振農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第５８号）第８条第２項第１号に定める農用地区域をいう。）の５％を上限とする次の要件を全て満たす農用地であること。

ａ　集落営農組織の設立が見込まれる地域

ｂ　急傾斜農用地（田 1/20 以上、畑 15 度以上）で構成される団地で、その面積が１ｈａ以上であること。ただし、集落協定等の認定時において、１ｈａ以上であった団地の面積が１ｈａ未満となった場合においても、引き続き平成 26 年度まで交付の対象とすることができる。

５．対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、５年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

(1) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第３セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあっては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

(2) 農業従事者一人当たりの所得が各都道府県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。）が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。

(3) 認定農業者に準ずる者とは、例えば、福知山市の福知山市農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想に定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

７．　交付金の使用方法

福知山市の交付金の使用方法については、次のとおり本市のガイドラインを定めることとしたので、各集落において、これを参考にして使用方法を定めることとする。

(1) 集落協定の場合

ア　市は、直接支払いの額を集落の代表者に対し交付する。

集落の代表者は、次のイ及びウに対して支出する。

イ　集落の共同取組の実施に次のとおり支出する。

集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた活動に資することが望ましい。

(ｱ) 集落協定の管理体制における担当者の活動に対する経費

(ｲ) 耕作放棄地の復旧等その他集落の農地の維持管理における共同の取組としての活動に要する経費

(ｳ) 水路・農道等の維持管理費（として、地区管理者に支払う額）

(ｴ) 多面的機能を増進する活動に要する経費

(ｵ) 将来に向けて農業生産活動等を継続するための体制整備として取り組むべき活動に要する経費

(ｶ) 加算措置（規模拡大加算、土地利用調整加算、小規模・高齢化集落支援加算、法人設立加算）適用の為に取り組むべき活動に要する経費

(ｷ) 既耕作放棄地の復旧又は林地化、限界的農用地の林地化を行うために要する経費

(ｸ) 交付金の積立・繰越

(ｹ) その他

ウ　各筆毎の耕作者に耕作面積の割合等に応じて支払う。

（注）農作業受委託が行われている場合には、全作業受委託の場合は一括して作業受託者に、一部作業のみの場合は農用地所有者と作業受託者が話し合いにより、いずれかに交付した後、両者が話し合って按分する。

交付単価（10a あたり）

地目	区分	基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜(傾斜度１／２０以上)	16,800 円	21,000 円
	緩傾斜(傾斜度１／１００以上)	6,400 円	8,000 円
畑	急傾斜(傾斜度１５度以上)	9,200 円	11,500 円
	緩傾斜(傾斜度８度以上)	2,800 円	3,500 円

※担い手の育成など、より前向きな活動をすることで体制整備単価が適用

Ⅱ実施状況の概要

１．協定数

６４協定（基礎単価：３５協定、体制整備単価：２９協定）

参加者総計：３,３２９

(農業生産法人１２、機械・施設共同利用組織３、農作業受委託組織２９、水利組合１２３を含む)

２．市内対象農用地面積

	田(㎡)		畑(㎡)		計
	急傾斜農用地	緩傾斜農用地	急傾斜農用地	緩傾斜農用地	
基礎単価 取組協定	1,644,423	2,419,005	0	13,386	4,076,814
体制整備 単価取組協定	3,569,254	2,237,917	464	51,679	5,859,314
小計	5,213,677	4,656,922	464	65,065	9,936,128
計	9,870,599		65,529		

３．活動内容

・適正な耕作放棄の防止等の活動（農作業の委託・農地法面の管理等）
：６４協定
・適正な道・水路の管理活動　：６４協定
・適正な多面的機能の維持・増進活動（市民農園の開設・景観作物の作付け等）
：６４協定
・協定農用地の拡大　：４協定、　平成２３年度実績 724,745 ㎡
・機械・農作業の共同化　：１３協定、　平成２３年度実績 1,019,065 ㎡
・地場産農産物等の加工・販売　：４協定
・農業生産条件の強化　：１協定
・新規就農者の確保　：１２協定
・認定農業者の育成　：１７協定
・多様な担い手の確保（棚田オーナー制度）：１協定
・担い手への農地集積　：６協定、平成２３年度実績 130,560 ㎡
・担い手への農作業の委託　：６協定、　平成２３年度実績 382,842 ㎡

電気柵の設置（鳥獣被害防止）

農地法面の管理

４．交付金額

139,162,438 円（国が１／２を拠出し、府・市が１／４ずつ拠出、平成２４年４月に交付）

５．交付金使途（計画）

協定ごとの共同取組費　101,486,343 円

個人配分　37,676,095 円

共同取組費の配分計画

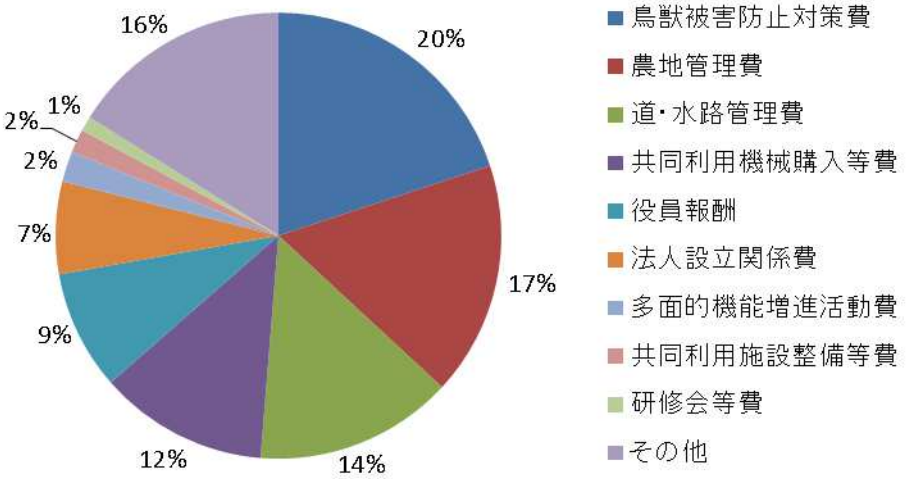

６．交付金使途（平成２２年度分交付金）

協定ごとの共同取組費　100,087,817 円

内、積立金　18,681,331 円

個人配分　38,460,786 円

共同取組費の配分実績

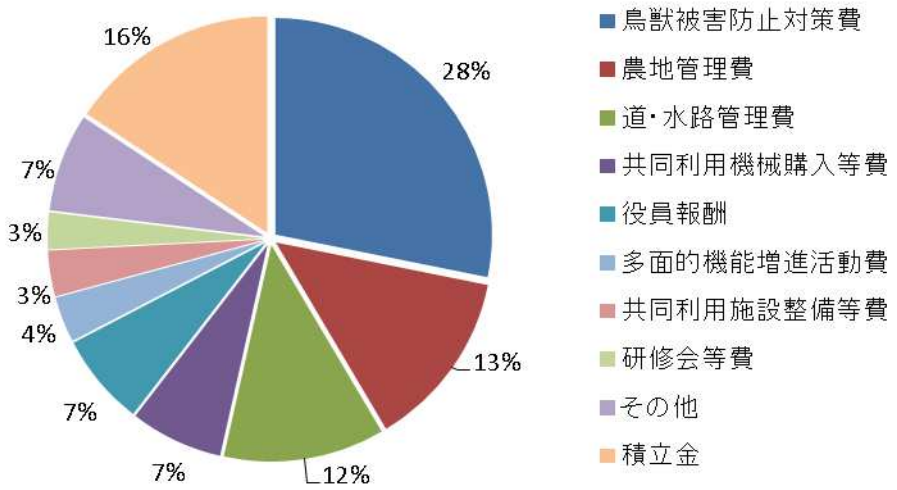

7．協定別交付対象面積および交付金額

No.	集落・個別協定名	交付対象面積（㎡）	交付金総額(円)
1	雲原	317,770	4,281,754
2	天座一区	151,344	2,806,561
3	天座二区	233,881	2,015,529
4	坂浦	46,235	943,529
5	下野条	89,849	1,454,057
6	上野条	176,494	3,575,367
7	行積	88,906	1,162,653
8	長尾	109,487	1,247,151
9	三岳	808,571	14,587,484
10	大見長祖	52,051	355,229
11	猪野々	100,804	1,423,776
12	野花	89,184	1,872,864
13	野笹	95,943	1,366,155
14	上下大内	69,124	887,454
15	十三丘	46,836	625,978
16	大呂	142,519	1,415,612
17	上六人部	227,814	3,139,516
18	下豊富	431,081	9,052,701
19	上豊富	336,879	7,074,459
20	佐賀	223,575	4,695,075
21	菟原下一	122,254	1,512,228
22	菟原下二	128,660	1,511,879
23	菟原中	192,043	1,477,830
24	友渕	121,602	981,739
25	大身	130,384	1,350,290
26	西松	63,213	659,329
27	田ノ谷	21,182	135,556
28	中出	163,470	1,893,811
29	辻	171,121	1,664,209
30	千束	141,367	998,792
31	寺尾	72,779	747,837
32	草山	106,095	1,277,851

No.	集落・個別協定名	交付対象面積（㎡）	交付金総額(円)
33	芦渕	174,781	1,956,207
34	梅原	144,203	1,304,633
35	川合地域農場づくり協議会	418,014	4,864,363
36	下川合	97,038	1,281,480
37	畑	358,185	6,788,384
38	今西中	169,456	2,428,330
39	むつわ	104,519	829,238
40	千原	237,233	2,102,705
41	日置	98,878	632,791
42	末	159,967	1,667,607
43	高内	105,695	761,489
44	大油子	193,173	1,361,399
45	小倉	171,181	2,585,628
46	門垣	99,877	948,958
47	副谷	322,727	5,425,254
48	山金	158,831	1,769,172
49	直見中	201,373	3,337,924
50	みなもと	196,743	3,980,170
51	板生口	223,377	1,903,479
52	羽白	123,092	1,766,529
53	板生中	98,338	1,300,883
54	板生奥	159,236	3,646,389
55	平野水上	210,443	2,457,382
56	水坂	90,978	1,254,866
57	毛原	48,226	976,310
58	仏性寺	72,563	808,211
59	北原	47,747	775,074
60	西部	48,092	604,207
61	小原田西	10,141	170,362
62	尾藤奥	72,915	785,627
63	常津	18,749	314,969
64	二箇	27,840	178,163
計	64 協定	9,936,128	139,162,438